

FP6 相続・事業承継設計（平成27年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

- ・ 200 ページ 15 行目 第 1 部 I-II 第 9 章 第 2 節 11. (5) ② b) 課税上弊害がない場合
イ. 底地評価額を算定するための、計算上の仮の「定期借地権等の価額に相当する金額」
（誤） $4,000 \text{ 万円} \times (1 - 0.742) \times \frac{34.447}{41.566} = 855 \text{ 万円}$ → （正） $4,000 \text{ 万円} \times (1 - \underline{0.55}) \times \frac{34.447}{41.566} = \underline{1,491}$ 万
- ・ 同 18 行目
ロ. 底地価額
（誤） $4,000 \text{ 万円} - 855 \text{ 万円} = 3,145 \text{ 万円}$ → （正） $4,000 \text{ 万円} - \underline{1,491} \text{ 万円} = \underline{2,509}$ 万円
- ・ 234 ページ 6 行目 第 2 部第 3 章第 5 節 1. (2) 所得税の対象になる生命保険加入のメリットとその活用策
（誤）25%（注）で済むからである。なぜ最高でも 25%の税負担で済むかというと、・・・
→ （正）27.5%（注）で済むからである。なぜ最高でも 27.5%の税負担で済むかというと、・・・
- ・ 同 18 行目
（誤）合計で 0%～ 50%の範囲の税率が適用になる。→ （正）合計で 0%～ 55%の範囲の税率が適用になる。
- ・ 同 19 行目
（誤）所得が高い場合には 50%もしくはそれに近い・・・→ （正）所得が高い場合には 55%もしくはそれに近い・・・
- ・ 同 21 行目
（誤） $1,350 \text{ 万円} \times 1/2 \times 50\%$ → （正） $1,350 \text{ 万円} \times 1/2 \times \underline{55\%}$
- ・ 同 22 行目
（誤）1,350 万円に対しては「 $1/2 \times 50\% = 25\%$ 」・・・→ （正）1,350 万円に対しては「 $1/2 \times \underline{55\%} = \underline{27.5\%}$ 」・・・
- ・ 同 24 行目
（誤）相続税の限界税率が 25%を超えると・・・→ （正）相続税の限界税率が 27.5%を超えると・・・